

フランス革命初期の土木局再編に関する研究*

A Study on Re-organization for the Department of Civil-Engineering in the early years of French Revolution

根岸 美幸**

By Miyuki NEGISHI

Abstract : From the seventeenth century, having applied thier technology on military construction to a non-military way, the French Civil-Engineers had contributed to development of industry, in the means of circulation of people and goods. After the outbreak of French Revolution, they have considered the management method of public works as a problem which was connected with the bad habit of Ancien Regime. This paper aims to clarify the concept of new order on their management of public works, analyzing historical records relevant to their discussion at the Assemblée Nationale.

0. 初めに

(1) アンシャン・レジーム期の土木局

フランスの土木技師は、17世紀より軍事技師によって開拓された建設技術を民生用途に活用し、人や物資の移動を促進して産業の発展に貢献していた。それまで個別に活動していた技師たちは1716年2月1日の議会裁定により一つの部局、土木局 Corps des Ponts et Chaussées のもとに統括される¹。以降、財務総監および財務監督官の指導下にて公共事業にかんする法的整備が進行し、土木技師は建築家や軍事技師といった隣接する領域の技能をもつ専門家とは別個のヒエラルキーを形成したといえる。

1747年には独自の教育機関、土木学校 École des Ponts et Chaussées がパリに開設され、土木学校にて教育を受けた若者が技手、そして技師や視察官として王国内の徴税管区に派遣され、道路建設を中心とする交通網整備に従事するようになった。1760年代以降、運河建設や水利工事においても土木技師は主導的役割を果たすようになり、1780年には裁判所や病院、広場といった公共建設物は土木学校出身の土木技師が建設計画を作成することが定められる。

(2) 革命初期のフランス

1789年8月11日の封建的特権廃止の法令、そして同月26日の人権宣言の公布は、アンシャン・レジーム期のフランス王国の基盤であった社团的構造を解体する最初の段階となった²。これにより、国土整備事業の中心的役割を果たしてきた土木局という社団の存在は、その専門性と公共事業における占有的位置づけのために、革命家が否定する、特権的性格を指摘される危険に晒される。さらに、翌1791年6月にはル・シャブリエ法が成立し、全ての同業組合を組織することが禁止された。



図-1: アンシャン・レジーム期の徴税管区

(出典: 二宮宏之「フランス絶対王政の統治構造」:『全体を見る眼と歴史家たち』所収、東京、平凡社、1995年、p.185)

この「特権」という視点において、行政制度も再編される。県制の施行は1789年9月から12月にかけて国民議会での討議を経て実行に移された。革命前の33の徴税管区 généralité から構成されていた王国は83の県 département (コルシカを加えると84県) に分割され、各県は参事会と執行部の2機関によって運営されることになる。従来は土木局

*Keyword : Departement of Civil Engineering, French Revolution, Assemblée Nationale

**学生会員 文修 京都大学大学院工学研究科博士後期課程生活空間学専攻

(〒330-0052 埼玉県さいたま市浦和区本太1-9-1)

が各徴税管区に主任土木技師 *ingénieur en chef* を配置し、この技師と徴税管区の長である地方長官 *intendant* が協働して地区内の公共事業を計画し、パリの土木局メンバーが構成する土木議会 *assemblée des Ponts et Chaussées* での審議を通過したのち、入札によって請負業者を決定し、実際の工事施工を監督していた。県制の導入に伴い、土木事業は県参事会 *directoire de département* との関係を含めた新たなシステムによって運営される必要が発生した。



図-2：84 県に分割されたフランス

(出典：Atlas de la Révolution française, 5 Le territoire (2), Paris, Édition de l'École des Hautes Études en Sciences Sociales, 1989.)

土木局は専門技術者の集団であるが、その構成員である土木技師らは行政官としての役割も帯びていた。国民議会では全国から選出された代議員が内外のあらゆる議題について討論を重ねており、国土整備事業の中心であった土木局も彼らの口吻にのぼった。土木局再編のためにデクレ *décret* 案が最初に提出されたのは 1790 年 6 月であり、翌 1791 年 1 月に最初の法令 *loi* が発されるが、この新法令は土木局からも国民議会からも批判を受けたため改訂され、同年 1791 年 8 月に再度法令が公布された³。

(3) 研究の目的および手法

公共事業や土木局についての研究は、19 世紀半ば以来、公共土木省に保管されていた文書を整理し、アンシャン・レジム期の土木事業をまとめたヴィニョン E.-J.-M. Vignon の研究に始まり、数多くの研究が刊行された⁴。最近ではピコン A. Picon が土木学校の研究を発表し、土木技師の活動を分析するにあたり、集団心性の視点から啓蒙期の思想家との関わりに着目した分析を行っており、土木技師を対象とした研究は多様化している⁵。とはいえ、土木技師や土木局を取り上げる研究は技術史の一分野として扱われることが多く、対象をとりまく政治的社会的状況との関係に着目して分析する姿勢は希薄であったと指摘できよう。

本論文は、革命初期の土木局再編の議論に着目し、旧体制下に発足し、特権を付与された集団（土木局）が、法的根拠を設けて同業組合が禁止された時期に、いかなる審議を経過して再編されたかを明らかにするものである。本稿においては 1790 年初頭から土木局関連法令が改定された 1791 年 8 月までの時期を対象とし、財務委員会から提出されたデクレ案が修正を加えられ、法令として発布された後も改定が施されて 2 度目の公布に至る過程を検証する。この時期の国民議会では、土木局再編を提案する財務委員会と、土木局存続に反対する議員らの応酬、法令公布後の訓令における土木事業運営の指針の提示とそれに対する批判、そして土木局の上位権力をどこに規定するかについての討論というように、王権を排除した土木行政の原理を構築する試みが継続して審議されたからである。

上記のような目的のもとに、刊行史料である国民議会議事録⁶を基調に、国立文書館および国立土木学校資料センター所蔵の報告書や書簡といった手稿史料をもって補完させ、時系列に沿って議論の内容を追跡する⁷。なお、この土木局改編に際して技師育成機関である土木学校についてもデクレや法令で新しく規則が定められるが、本稿は土木局という機関の機能や政治的位置づけに主眼をおくためこれを割愛し、別稿にて取り上げることとする。

1. 土木局評価とデクレ案修正過程

(1) 土木局に対する国民議会議員の追及

土木局の再編が国民議会の議題にのぼっており、その決定次第で土木局の存続が危ぶまれていたことは、地方の土木技師にも伝えられていた。これに対し、土木局側は公共事業運営にかんする改善方法を提案し、土木局固有の自浄力をもってその有用性を宣言する方法を採った。首席土木技師ペロネ J.-R. Perronet は「工事遂行について提案する規則のいくつかについてのペロネの意見書」をものして、建設計画を実行したり入札と確定したりするための提案を述べた。彼はまた「技師がその名声からの利益と国家の利益のために遠ざかることのない規則」⁸の中で、あらゆる分野の工事や資材調達、入札にかかる出費やあらゆる平面図や立面図について記録した報告書を作成させること、並びに技手による中間報告書による工事監督を提案している。

土木局担当の財務監察官ド・ラ・ミリエール Ch. de la Millière は土木局の存在理由を講じるにあたり、公共工事の有用性を解釈しなければならなかった。1790 年 1 月以来、彼は土木局存続の必要性を強調するために、一連の報告書を発表していた。1790 年 1 月に発表した「土木行政府についての報告」の序文では、彼は国民議会議員の要請に応じてひとつの提案をおこなっている⁹。議員らは工事の支出に対する疑問から、情報開示を要求したために、土木局の監察官は工事費用を公開して、土木技師が作成した工事計画の経済性を証明しなければならなかった。従来は工事計画にかかる費用見積もりは土木技師が当事者である地方長官の承認をもって土木議会に送付し、財務総監を含めた土木局の技師の間では審議されるのだが、それを対外的に公開

する機会はずなかつたのである。

ド・ラ・ミリエールは上記2本の報告書以外にも数多くの資料を作成することをペロネに提案した。ペロネ宛書簡にて、彼は土木技師が機械の発明や改良を行って施工技術の向上に尽くしたことを広め、また土木学校が保管する模型の一覧表や技師の手による技術報告書の目録作成を挙げた¹⁰。ペロネはその返信にて、土木局の実績を示す必要がある、18世紀初めの土木局成立に遡って工事の一覧表を作成するための回状を送らせた。しかし、この指示に対する反応はまちまちであり、東部の都市ブザンソン在住の主任技師マイヨ Maillot は土木局の防衛という目的であるならば、ド・ラ・ミリエールが入念な報告書を作成すれば事足りるとし、元々工事記録は全てパリの土木局に蓄積されているのだから無駄な繰り返しをするよりも、各種アカデミーで評価された技師の論文を示すことで、科学面での功績をアピールするよう意見した¹¹。

(2) 国民議会での討議

このようにペロネやド・ラ・ミリエールによる土木局広報活動は効果を発揮したのであろうか。議員ルブリュン Ch.-Fr. Lebrun はペロネが1月13日の意見書で提案していた規則についての報告書を明らかにした¹²。彼はその規則への疑問を呈し、土木行政府の閉鎖性と、そして監視体系の欠如を告発した。

「知られた原因について、ある者は知事クラスの行政府の欠陥によるものといい、ある者はよいものと思われない土木局内部の体制によるものという。最大の欠点は、大工事の遂行や会計のための、公開されるための明確な形態をもった、総合的な規則が決定されなかったことである。」¹³

ルブリュンは土木局の技師が情報を改ざんすることを警戒した。一旦作成された見積書について、作成した技師が以後関わらないように、そしてペロネが提案した条項では不足だとして、彼は、工期中の障害や変更理由について詳述するよう求めた。技師たちは公共事業への貢献度という視点から土木局の有用性を強調したにもかかわらず、土木局外の国民議会にとってはそれは議論の対象ではありえず、事業運営の過程における公開性に疑問が呈されたのである。

このような双方のすれ違いは、6月5日の議会における討議でも散見される。財務委員会委員として、先の意見書の筆者でもあるルブリュンは土木局再編にかんするデクレ案を発表した。この案件に対し、土木局の存続に反対するトゥーロンジャン E.-Fr. vicomte de Toulangeon、土木局と鉱山局 Corps des Mines の合併を持ち出すゴルティエ・ド・ビオザ Gaultier de Biauzat の一方で¹⁴、土木局維持に賛成するダンドレ A.-B.-J. d'André や土木学校分割案を提案するド・ミュリナル le chevalier de Murinals というように意見はまとまらない。この日の討議についての意見書によれば、まず議会における土木学校への評価の低さが指摘できる。首都以外での巡回や研究・教育の費用を節約するために、この学校をアミアンとトゥールーズへ分割することが議会

で提起されていたが、他方で旧ペイ・デタ出身の技師の技術水準を疑うことから、意見書の筆者は土木学校で教育を受けた技師との協同という方策を提示する¹⁵。

さらにダンドレが提案した土木局と工兵団 génie militaire の統合案にかんしては、2つの技師集団を統合することを提案しながら、工兵団は商用港の建設工事において再び主導権を握ることを望んでいることが判明した¹⁶。商用港建設計画は軍事技師と土木技師からなる委員会が審議するという要件は、すなわち軍事技師の介入を認めるものだからである。これに対し、土木技師ラマンデ Lamandé はペロネから送られたこれらの意見書の写しを受け取ると、軍事技師が1763年以前に計画して施工していた港湾工事についての報告書を通して、この分野の事業における土木技師の優先を証明できると考えた¹⁷。

(3) 土木事業当局の有用性

このように土木局の処置をめぐる議論は、公共土木事業だけの問題ではおさまらず、軍事技師や鉱山技師といった「工学の才能を実践活用する」職能全般も含めた論議へと拡張していった。この議論は同年9月に発表された『公益や農業そして商業に関する、公共土木工事の行政府の必要性について論じた報告書』において総括される¹⁸。

この無記名で発表された報告書の筆者は、公共事業を農業および商業の発展に貢献するものという前提で土木事業担当の行政当局の必要性について論証していく。土木事業行政当局の必要性について、経済性と科学の進歩に対応するためという観点から肯定し、それではどのような形態をもって機能させるかという問題について、3つの局面において論じている。すなわち、デクレ案で財務委員会が提案した鉱山局と土木局の併合と、軍事技師に土木工事の監督を委託することの是非、そして従来の土木局の形態維持である。この土木局の形態についても3つの基盤が肝要だとし、昇進における自由裁量の廃止と研究奨励、職員の従属関係の簡素化、行政全域における経済性の3点を掲げる。ここで批判されるのは、従来の土木局で行われていた、ペロネや、彼と共に土木局および土木学校の発展に尽力した財務監察官トリュデーヌ D. Trudaine による任意の人材管理である。しかし、筆者は県の行政当局が技師を選任し任命するというデクレ案には懸念を示している。そもそも工事施工にかんする技術面の知識が乏しい県当局には、実際に県が抱えている土木工事に適した技師を選任することが可能なのか、という現実的な問題点が指摘できるからである。とはいえ、以前は首席土木技師ペロネや財務監察官トリュデーヌらにあった人事裁量権を県当局に移管したところで、技師の家族による請願の宛先が土木局幹部から県当局に変わるだけという懸念は残存する。

2. デクレ案再提出から法令布告まで

(1) 10月15日付デクレ案

財務委員会が作成した10月15日のデクレ案では土木局の現行方式を維持すると同時に、工事の対象によっては軍事技師の介入を規定している。

「・・・海軍が受け入れた商用港建設、及び国境付近の建設活動を問題にするにあたり、その建設計画は土木局と工兵団のそれぞれの委員会の構成員から混成される委員会において討議され、決定されるものとする。」(第1編第6条)

19

工兵団の軍事技師が介入する分野は海港建設から国土防衛の観点より国境付近の建設事業へと拡張している。

また、県における土木行政は以下の通りである。

「各県議会に主任土木技師と技手を置く」(第2編第1条)、
「各県が主任土木技師と技手の給与を支払う」(第2編第2条)、

「主任土木技師と技手の選任は県議会に属する。県議会は土木議会や議会を補佐する審査官により被選出資格を認められた候補者からのみ選出する。」(第2編第5条)

「主任土木技師および技手は県議会によって異動させられることができる。この異動理由は土木局局長に報告される。」(第2編第6条)²⁰

以上の条項をみる限り県に配属される土木技師の処遇は県当局の判断がある程度反映するよう規定されている。とはいえ、被選出資格者は土木局側が選定するため、県当局の判断は限定されたものと考えられる。この点については、デクレ案をド・ラ・ミリエールに送付した際のペロネの書簡も参照できる。ペロネはデクレ案において土木局が現行形態のまま存続する、局長職も維持されることに満足していると書き送っているが、一方では土木局の職員の人数を問題にしている。彼は財務局の支出に基づいて技師を増加することを提案した²¹。

それではデクレ案は11月4日の国民議会でどのような反応を得たのだろうか。オーブリー・デュ・ブシェ Aubry-Du-Bouchet はデクレ案を違憲と断じた。既に職能団体の解体が定められている現在、旧体制以来の社団システムを再生するものと彼は判断したからである。また、デクレ案では各県に主任土木技師1名を置く、とするがこの人数を減らすべきと発言した。グピル Goupil も土木局不要論を展開したが、これは「王の権能のもとに土木行政を集中させる」という表現に反応したからである。土木局擁護派はル・シャプリエ Le Chapelier、ダンドレ、ミラボー marquis de Mirabeau であり、専門知識が要求される土木行政を国民議会で審議することの困難さや、国内の土木事業をとりまとめる専門の部局が必要だとする意見が示される。この日、投票が行われ、その結果土木局中央当局の存在が承認された²²。

引き続き12月14日、16日、18日、そして31日と徐々にデクレ案が修正され可決される。合計5回のデクレを総合すると3編構成となり、これがすなわち翌年1月19日の法令における骨子となる。その内容を検討する前に、12月14日の国民議会における討論において、工兵団の存在がク

ローズアップされたことに目を転じよう。

(2) 土木事業の当局をめぐる議論

さきのデクレを通過したにもかかわらず、ルグラン J. Le Grand は土木局廃止を述べ、8名と提案された総視察官の人数を4名にすることを主張した。この意見に対してグランジエ Grangier は土木局、土木学校を評価する立場を示して反対する。他の議員も土木局・陸海軍は専門家の管理が必要な部門だとして当局の存在を肯定した。そしてフォルヴィル de Folleville が土木局の監督を内務大臣 ministre de l'intérieur が担当することを提案する。土木局をめぐる議論で内務大臣の名が上ったのは、国民議会での討議においてはここが初回である。

土木事業の中央当局についてはその必要性が認められたが、局長職となると話は別であった。ドフェルモン Defermon は土木事業専門の大臣職の創設を進言し、局長は不要と考える。彼の意見によると、立法府内に各県代表者からなる議会を設置して土木工事計画を審議し、工事の認可や基金の利用は立法府が行うこととされた。土木局長についての意見は錯綜し、この問題は保留されたが、バロー・ド・ピュシー Bareaux de Pusey は最後に、公共事業における工兵団の介入にかんする追加条項を提案する。

彼は商業や農業の知識を軍事的術策に結びつけて、公共事業の新たな局面を提示する必要があると考えた。特に海港は軍事基地としての側面をもつものであり、軍事的な重要度から軍用港と商用港の2クラスに分類してそれぞれ工兵団の軍事技師と土木局の土木技師が工事計画を担当することを考えた。彼は基本的に軍事技術者が常に民生技術者に優越するとみなしており、要塞建設の技術に通じた管理官の活用を提言する。また、国境をもつ県の工事には港湾工事が多く含まれていることにも注目し、かつ運河や橋の建設、湿地の干拓、森林の開拓なども国境地域にあっては防衛システムの手段であると指摘した。さらに彼は、軍的手段との関連が認められた運河建設や河川整備においては常時工兵団に委託されるよう要請した。このような見解に基づいた追加条項は以下の通りとなる。

「第1条：国境をもつ県においては、道路、運河、橋、防波堤、堤防、港湾、その他の公共工事すべての建設計画は、上記県の要塞管理官に送付される。要塞管理官は、国家防衛と農業や商業の利益を両立させるために、陸軍大臣に情報を与える。

第2条：国境県においては、干拓や灌漑、水運交通、河川整備は工兵団の官吏の指導下にて実行される。

第3条：王国の港湾は2クラスに分類される：一つは軍用港、もう一つは商用港である。軍用港は工兵団の官吏に管理・指導が任され、商用港は土木技師の管理を継続する。」²³

このような軍事技師重視の意見は、ピュシーの個人的発想というよりも、軍事技師側からの働きかけが功を奏したものと考えられる。工兵団と土木局の関係については稿を

改めて論じることとし、次節では1790年11月から12月末にかけての一連のデクレとその意見書を照合し、翌年公布の法令の内容を検討する。

(3) デクレへの意見

法令の原型となった年末にかけての一連のデクレについて、数本の意見書が確認できる²⁴。デクレの各条項に逐一コメントを挟んだ意見書「土木局についての一般デクレ」をみると、従来の技手 *sous-ingénieur* を「技師 *ingénieur*」という職名に改めた上で、各県に「技師」1名を配属する、という第2編第1条(12月16日付デクレ)や、主任土木技師は3ないし4県を担当する第2編第2条(同日付デクレ)にかんして、現実的ではない、技師らの負担が大きいと指摘されている²⁵。

また、県議会が技師の異動を決定できるという第2編第6条(12月28日付デクレ)については、主任土木技師と総視察官は県議会の決定によって異動されることはないとするなど、おそらく土木局側からみれば同意できかねる内容であることが意見書の文面から判読できる²⁶。

主任技師および常勤技師の配置人数を問題にする意見書はまだある。年が明けて1791年1月12日付の、土木学校副校長である技師シェジーA. Chézyによる意見書では現職の主任土木技師と視察官の人数と県の数とを照合してデクレの指示、すなわち法令の規定が現実的なものがどうか検証している²⁷。彼によると、王国全体で84県あるうち、旧ペイ・デレクション、すなわちパリの土木局の管轄となる県は62県となるが、これらを担当することになる主任土木技師は20人である。現職の技師は32人いるので、12人の技師の待遇がいわば降格の扱いになる。この降格される技師と現職視察官63人、現職の技手120人を合わせた195人が常勤技師 *ingénieurs ordinaires* の職名に相当する。

1790年11月4日以降、12月31日までに発されたデクレは翌1791年1月19日の法令としてまとめられた。全3編からなるこの法令のうち第3編の土木学校にかんする条項を除く文面を以下に示す。(資料①)²⁸

については、建設計画は土木議会と工兵団 *le corps du génie* の双方のメンバーからなる混成議会にて討議される。

第7条：8名の総視察官は幾つかの県を担当し、県参事会 *directoire de département* の決定に従い、工事現場を常時巡回して土木議会に報告する。

第8条：事務所経費と事務員給与として30000リーヴルを支払う。

第9条：首席土木技師の給与は10000リーヴル、各総視察官の給与は8000リーヴルとする。

第10条：総視察官の巡回旅費として年に合計40000リーヴル支給する。

第11条：首席土木技師は総視察官の中から選ばれ、王によって任命される。

第12条：総視察官は県の主任土木技師から選ばれ、首席土木技師と総視察官の投票によって任命される。

第2編

第1条：技手 *sous-ingénieur* の職名は廃止され、技師 *ingénieur* の職名にて勤務する。各県に最低1名配属され、県が給与を支払う。

第2条：主任土木技師にての上述職員の職務は、この職名のもとで、あるいは土木局視察官の職名のもとで行われることとし、主任土木技師は3ないし4県を担当するが、視察官は2ないしそれ以上の数の県を担当するものとする。

第3条：主任土木技師の給与は5000リーヴルとする。

第4条：視察官の給与は4000リーヴル、技師は2400リーヴルとする。主任土木技師と視察官の給与は国庫から支払われる。技師の給与は県から払われる。

第5条：主任土木技師、視察官、技師は土木局当局から任命される。ペイ・デタ出身の技師は相当する官位の土木技師と席を競合する。

第6条：技師はその理由を中央当局に通達したのち、県会 *assemblée de département* によって更送される。

資料① 1791年1月19日付法令

Loi relative à l'organisation des Ponts et Chaussées. Donnée à Paris. Du 19 janvier 1791

第1編

第1条：土木事業の中央当局 *administration centrale des ponts et chaussées* を設ける。

第2条：その構成員は首席土木技師1名、総視察官8名、事務長 *premier commis* 1名、そして必要に応じて事務員数名とする。

第3条：土木議会は首席土木技師、8名の総視察官、複数名の主任土木技師、県の視察官、パリ担当技師からなる。

第4条：この議会は県の道路工事計画と運河や商用港の建設、補修、修理について担当する。

第5条：この議会は国民議会の土木事業担当委員会の指導下におかれる。

第6条：国境付近の交通路や海軍が駐在する商用港の工事

法令公布後に執筆された土木局関連の意見書には、特に2つの方向性が認められるようになる。土木技師や土木局の機能についてのものと法令施行に向けての具体的な規則についてのものであり、前者は主に主任土木技師の県への配分にかんする土木局側からの意見であった。それは現職の主任土木技師と視察官の利害にかかわる問題といえる。ある意見書においては、1月19日の法令にしたがって8名の総視察官を任命する新しい方法が取り組まれた。その著者は、かつての技師の中から総視察官を任命するよう誓願していた旧ペイ・デタ出身の代議員たちの意見に注目する。それは、彼が法律の公布以来なされた違反を懸念する理由であり、彼ら代議員たちは新しい条項を提案した²⁹。

3. 4月17日付の訓令

(1) 訓令の目的

土木局の組織にかんする最初の法令は、約半年前に国民

議会にて財務委員会メンバー、ルブリュンによって発表されたデクレ案に始まるものであるが、デクレおよび法令の公布に至るまでの議論は意見の相違が目立ち、決して国民議会の総意とはいえない面があった。それはデクレ公布前後に発表された夥しい意見書からも伺えるのだが、既存組織の改編にあたり適用される法令を分析し、県レベルの土木事業運営を指南する必要性が生じた。4月17日付にて公布されたこの訓令 *Instruction concernant le services des Ponts et Chaussées adressée par ordre du Roi aux Directeurs des quatre-vingt-trois Départements* は、法令の解説を行った上で、(1)土木局中央当局の目的、(2)工事に適用される基金、(3)工事計画、(4)施工と引き渡し、および報告についての一連の事業内容について提示するものである。以下にその内容を概括し、デクレおよび法令が目指す公共事業のあり方を明示することによって以後の議論を理解する一助としたい。

(2) 訓令の内容

(a) 土木局中央当局の目的

土木局には土木道路やその周辺の土木工事、運河交通、商用港にかんする知識が必要とされるが、干拓については管轄外としている。さらに、旧体制時は土木技師が担当した公共建設物、教会や修道院、公民館、病院、監獄、井戸などは土木局の担当する領域ではないと明言する。そして土木局の諮問機関、土木議会と県などの共同体との関係については以下のように述べられる。

「王の意図は、技師が問題になっている工事のために共同体に雇われること、ならびに共同体が、それが適切だと判断したときには、土木議会の意見を要請することである；けれども、この場合、この最後の手段の必要性は、地区の参事会の意見については、その要請が中央当局に伝わる場合は、県参事会によって承認されなくてはならない。そのうえに県参事会は、技師が共同体に対して本当にある種の重要建設物の建設や復元、または修復のような、技術面での応援を要求する目的のみ担当するように、気を付けることが必要である。」³⁰

土木局に要求されるのは技術面での経験と知識であり、県参事会や地区参事会の権限を侵犯しないよう牽制されている。具体的にどのような業務分担がなされるのかということについては、後で述べられる。

(b) 工事に適用される基金

工事費用は地域的課税あるいは特別に割り当てられた基金によってまかなわれる。この基金は2段階に分類され、一つは県の支出に振り分けられるもの、もう一つは国家の費用あるいは国庫の基金で施工される工事に充てられる。例を挙げると、ロワール川の築堤工事や商用港の工事は国庫から出資される基金によるものとなる。

基金の用途を把握するために、県参事会は毎年1月に報告書の発送が義務づけられる。その目的は、参事会による課税布告の結果や積立金の情報を得るためであり、報告書には全分野の工事や基金の用途となる施工費用の指示目録

が含まれる。この報告書の他に、前年の工事の状況をまとめた報告書も提出される。2種の報告書は常勤技師 *ingénieur ordinaire* から主任技師または郡 *district* の総視察官へ、そして県理事会へと送付される。土木局中央当局では全国の報告書を取りまとめて検討した後に、正確であるとの査証を付ける。

(c) 工事計画

工事計画の流れについて説明すると、まず郡参事会が工事計画作成を県参事会へ要請することから始まる。県参事会は常勤技師に計画作成を指示し、常勤技師は計画完成后、それを郡参事会へ送る。郡参事会は計画を県参事会へ送付し、県参事会はこの計画について再検討する必要があるとみなした場合、工事計画を郡参事会へ返送するが、そうでなければ中央当局へ送る。中央当局はその計画内容によって専門の総視察官に工事計画を送り、この総視察官が土木議会にて報告する。土木議会で工事計画が審議され、承認されれば、議会の意見と施工に必要な認可が中央当局によって県参事会に送られる。もし計画に修正の必要があると判断された場合は、それが県参事会に通告される。

以上が訓令で述べられる工事計画の流れであるが、工事計画にかんして作業するのは常勤技師であるが、彼らは土地所有者との補償金のような経済的および管理面の問題については関与しないとされている。

(d) 工事の施工と引き渡し、および報告

ここでは前段の工事計画承認後の入札、施工中に問題発生した時の処置、巡回の方法、請負業者への支払いそして工事の状況報告書について説明される。まず入札についてであるが、県参事会はこの計画を入札実施のために郡参事会に送付する。この入札にあたって、立ち会いの必要があれば、常勤技師は郡参事会によって召還される。入札後、見積書や計画書、図面などが2組用意され、郡参事会の署名後、一つは入札者へ、もう一つは施工担当の技師へ届けられる。

工事施工中に問題が発生した場合、技師は監視担当の職員に報告し、それは郡参事会に報告される。郡参事会は必要があれば県参事会にそれを報告する。県参事会では、その解決法について主任土木技師か郡の視察官に相談する。特に見積書の内容を変更するような場合は主任土木技師らの意見が重要であり、常勤技師には見積書を変更する権利が認められていない。

巡回については技師は建設中の工事の監督の他に、維持費の入札にも注意してできるだけ巡回数を増やすこと、巡回中は公道における違反や業務全般に注意することが求められる。技師は監視報告書を作成して郡参事会に送付する。巡回は年2回が義務づけられているが、そのうち1回は秋に総視察官と合同で行う。この秋の巡回において橋脚や水中の建造物の水深測定が行われ、調書2通が作成され、それぞれ郡参事会と県参事会に送付される。

年2回の巡回とは別に、主任土木技師または郡の総視察官は県参事会の要請があるときに巡回を行う。この際、基礎工事のように重要な施工において彼らの経験が必要とさ

れた場合、中央当局が承認したのちに主任土木技師らが工事の指導を行うことがある。総視察官も基本的には年2回巡回するが、中央当局の指示があれば例外的に巡回する。

請負業者が支払いを受ける際の手続きは次の通りである。前払い金証書が技師から業者に交付されると、主任土木技師の査証を受けた後、業者は証書を郡参事会に送付する。常勤技師は2通の証明書を地区の技師に送付し、一方2通の支払い命令が郡参事会から県参事会へ送付される。これらの書類は受領証書および支払い証書として使用され、技師と工事が行われる郡の職員の立ち会いのもとで交換される。2通の受領調書に彼らは署名し、これらは県参事会と郡参事会に送られる。

常勤技師は3ヶ月毎に工事の簡単な報告書を作成し、郡参事会と地区の技師へ送付することになっている。地区の技師はこの報告書の写しに査証したうえで県参事会に送付する。これ以外にも、通常は毎年12月1日に常勤技師は年間の状況報告書を作成し、郡参事会に送付する。郡参事会ではそれに査証したのち地区の技師に回す。地区の技師は報告書に署名し、各県毎にまとめて県参事会へ送る。県参事会ではこれに意見書を添えて1月中旬に中央当局へ送付する。当局ではこの報告書について行った審議結果を県参事会へ通知する。

このように、工事計画が企図されてから、実際に施工が開始され、途中の巡回や工事の状況報告に至るまで、直接工事管理にあたる常勤技師は郡参事会と連絡をとり、郡参事会と県参事会は相互に情報交換を重ねその内容を確認しつつ、中央当局の審議を待つという構造が看取される。このシステムが実際に機能したのか、またどのような評価を受けたのか検証するにはさらなる史料調査が必要であるが、本稿ではこの訓令前後に執筆された土木事業にかんする意見書や国民議会の議事録を検討する。

4. 法令修正への動き

(1) 財務委員会からの追加条項案

1791年6月11日の国民議会において、ルブリュンが財務委員会がまとめたさきの1月19日付法令への追加条項を発表した。これは、法令公布後に提示された意見書の要望に応えるものというよりも、法令では触れていなかった個々の事例に対応したものといつてよい。全12条からなるが、うち半数は土木学校にかんするものである。技師の配属数やペイ・データ出身技師の処遇について期待された措置はみられなかった。

数日後の6月15日にはこの追加条項案に関連して、主任土木技師からの意見書が提示された。この著者は法令によって主任土木技師や視察官の官位や報酬が保証されなくなったことを問題とし、7項目にわたる提案を行っている。現職の主任土木技師と視察官はその官位を保持すること、一つの地域内に海港や河川交通の重要かつ特別な工事が存在する場合は、その地域を担当する主任土木技師は2県のみを担当でよいとすることというように、土木局における貢献が認められる技師が不利益を受けないよう配慮を求め

る内容である。

(2) 追加条項への動議案

さきのルブリュンによる追加条項案は、ゴルティエ・ビオザの激烈な反応を引き起こした。7月1日の議会にて、ビオザは動議案を発表するが、その冒頭にてルブリュンの追加条項案は、デクレ案以来の問題点に答えていないと明言している。それまではビオザは土木局批判の先鋒として発言していたが、この日は自分は土木議会と意見が一致していると述べ、①土木事業の中央当局の構成員とその機能、②昇進や任命、免職や更送の方法、③旧体制から新体制への移行のためにとられる措置、以上3点の問題に答える条項を前回の法令に追加しなくてはならないと主張する。

彼によると、デクレ案では土木局の中央当局には監察官、首席土木技師、総視察官8名の計10名で構成されるはずであったが、監察官、つまり局長 *directeur général* の職位が認められずにその替わりに大臣が加わり、彼に権限が集中する。さらに、4月17日付訓令について、これは国民議会の同意なしに作成されたもので、万事が大臣一人の胸中にて決定されるようになったと批判する。その理由として、人事権を有する人物は土木局の職員や工事の技術内容、地方の実状について通底している必要があるにもかかわらず、大臣にこの適性があるのか疑わしいとしている。

技師の昇進方法においても、ビオザは大臣の判定能力を疑問視している。

「選択が芸術家たちによって行われたときには、彼らは能力によって判断させるよう務めたいと思う；反対に、もし大臣が一人で任命するのであれば、その選択は、認められずに、特別な要請や秘密の陰謀を受け続けることになる。そのために、学問に励み、自身の義務に専念する人間は抑えがたい嫌悪感をもつ。

それゆえに土木局中央当局は、デクレにより職員の任命や更送の理由を判断する責任をもち、大臣の掌中に集中されえないことが明らかである。大臣に任命や罷免の権限を与えることは不適當であり、危険である。」³¹

特に、新体制への移行期である今は、技師の能力や地の利を示す適合性に熟知した人物、この場合は首席土木技師や総視察官であるが、彼らが大臣と共に中央当局で活動する必要があるというのがビオザの考えである。

このデクレ案は全7編の長文であり、ここで全体を引用することは敵わないが、当初の問題提起と絡めて幾つかの特色が見いだせる。該当する条文とそれについての意見を併記して以下に引用する³²。

(i) 内務大臣の権限を制限する。

「第1編第3条 土木局中央当局は内務大臣、首席土木技師、総視察官8名により構成される。(追加条項)

<意見：その他の考察の中では、中央当局は職員任命および更送理由の判定に責を負うものと考えなくてはならない；これらの機能は人物および地域性についての知識を必要とするが、一人の人物だけに、この分野について知って

いるとみなされない人物に与えられてはならない。＞」

「第3編第7条 道路、運河、商用港の工事計画は、その一般的な有用性の理由にて、国家の費用で実施される前に提示される；多くの県に利益となる工事計画は土木議会で検討され、承認された後に、内務大臣によって土木事業担当の国民議会の委員会に提出される。そしてこの委員会の報告については立法府によってそれが所属するところの決定を下される。＊（追加条項）」

＜意見：＊大臣は工事計画の許可のために反論できる異議の判断を下すことができない。もしその計画が一つまたは多くの県に利益となるものであれば、もはや知っている事実についてしか判断できない。他方で、その必要性が中央当局と土木議会の間の区別を確立するとみなされているために、技術面の問題にかんしてこの議会の決定は中央当局によって変更されることはできない。＞」

(ii)現職技師の身分を保障する。

「第7編第3条 新体制によって創出された主任土木技師の地位は、現職の主任土木技師によって占められる。それが築堤・堤防であれ、パイ・デタであれ、コルシカであれ、パイ・デレクションであれ、この官位における業務の経験をもっとも有する者である。

彼らは総視察官の官位への唯一の選出資格者である。（追加条項）」

＜意見：主任土木技師を2クラスに分割したデクレは、第1クラスを形成する、3ないし4つの県の工事を指導する主任土木技師は誰なのか表明されるのであれ、主任土木技師全員が彼らの能力によってこの官位を獲得したことを要求する。もし彼らの間で何らかの区別をさせるのならば、それは不可避であり、この区別は主任土木技師の官位における業務経験によってしか決定できない。その他の方法はすべて、恣意的なものとみなされる。

現職の主任土木技師を県の視察官の官位に降格し、主任土木技師の官位を経験せずに総視察官への選出資格を与えるべきではない。なぜなら総視察官8名について空いた席のために12名ないし13名の被選出資格者がいるからであり、視察官には主任土木技師の12から13の空席の1つを埋める願望が見出される競争心という動機を与えなくてはならないからであり、また主任土木技師には、もし多数の競合者がいるのなら幻となった競争心の理由を維持させねばならないからであり、最後に、1県の工事の指導から2県の工事の指導を行った技師が同じく10県の視察を行う前に、3ないし4県の工事を指導することが適切だというのは当然だからである。＞」

(iii)県当局の介入の限界を定める。

「第3編第9条 勤務する県の要請について、適切な理由あるいは業務上の利益のためには、更送された技師は、他県の中央当局によって異動される。（追加条項）」

＜意見：県は、適切な理由あるいは業務上利益によって技師の更送をおこなう許可を得ることができる；しかし、彼らは罷免されてはならない。＞」

「第3編第10条 更送が規則違反のために要請されるに

あたり、土木局中央当局によるそれぞれの報告書について判断された後でしか、彼らの資格を取り上げることはできない。（追加条項）」

＜意見：規則違反は土木工事にかんする原因に由来する；知識のない県は、裁判の活動を行うよりよい意図をもって不当な決定を下すことができる。＞」

(iv)指揮系統の簡素化

「第3編第7条 技師は郡の主任土木技師あるいは視察官に従属し、彼らは工事の指導に関係する。（追加条項）」

＜意見：技師は県あるいは国の特別基金によって実施される工事を担当するのであれば、この工事の指導には少なくとも主任土木技師あるいは郡の視察官が担当することが必要である。一つの県のなかに、相互に完全に独立した2つの指導系統ができるのは明らかに不都合である。＞」

「第7編第1条 築堤および堤防として知られている工事の指導はこの工事が行われる郡の主任土木技師あるいは視察官の視察に従う。

これらの工事の審議を担当する総視察官は県全体を包括する8郡のうち一つを担当する。（追加条項）」

＜意見：築堤および堤防は、いわゆる河岸やロワール川河床について施工される工事で、水運交通を容易にしたり、その川が通る地方の洪水を監視するためのものであり、特別な工事の分野を形成する。

総視察官1名、主任土木技師3名、技手6名がこれらの工事に専門に担当する。彼らは河川周辺で施工された工事や河川にまたがる橋の建設について、いかなる理解もしなかった。同じ郡の工事を視察させるために総視察官2名が必要だった。主任土木技師一人ではその管理下で施工された工事に専念できなかった。

もしロワール川の工事が常に即座の援助を要求するならば、工事が現在まで行われたように、そこにある人数の土木技師をこれらの項にの指導に専門に携わるように配するだけで十分であろう。

けれども主任土木技師あるいは郡の視察官が直ちに直接に指導しなくてはならない。それが同じ郡における指導者の多様化から生じた悪習を改善する唯一の方法である。

それゆえにまた、ロワール川が横断する郡の総視察官がこの川にかんして実施された工事を視察する責任を負うべきである。これらの郡の中で施工される他のあらゆる工事と同じように。＞」

土木議会での討議が基盤になっていることもあり、条文中に土木局の既存権益を維持する内容が盛り込まれている点が目立つ。パイ・デタを扱う条文は第7編にあるが、この地方に存在している60名の技師のために、いかにして席を準備するかはこのデクレ案では落ち着かなかった。国民議会でもルブリュンはこのデクレ案には賛同せず、土木議会はさらに国民議会にあてて要請を行う。次章では、法令改定の直前の動向を追い、土木局をめぐる議論がどのように収束させられたのか検証する。

5. 1791年8月18日の法令

(1) 土木議会からの要請

土木議会は、1月19日の法令の第2編第2項、「主任技師という官吏の職務は、引き続き、この職名のもとで、あるいは土木局視察官の職名のもとで行われることとし、主任技師は3ないし4県を担当するが、視察官は2ないしそれ以上の数の県を担当するものとする。」は適用が困難だと指摘し、主任技師や視察官の職務について再考を促すために国民議会へ要請を出した³³。

土木議会によると、追加条項案に起因する案（これがルブリュンによる追加条項案かビオザのデクレ案を指すのかは不明）は、国民議会が公言する最大の公益を目標とする観点からいうと満足できるものではあった。けれども83県を主任土木技師が担当する地域へ分割する作業は難渋しているうえに、視察官と主任土木技師の機能を混同した法令の文面は現場の困惑を生じさせる。

土木議会の要求は、まず主任技師が担当する県を2県に減らすこと、そして主任技師と視察官の機能の区別である。視察官を主任土木技師の下位の官位と定義し、主任土木技師が居住しない地域に配置し、給与は常勤技師のそれに追加手当を加えた金額とするよう提案がなされた³⁴。

(2) 国民議会の反応；ルブリュンとノガレ

この7月29日付請願書の数日後、8月2日の国民議会は、先月のビオザ発言に対抗したルブリュンの主張の場となった。この日、彼に次いで発言したラメル・ノガレ D.-V. Ramel-Nogaret は、ペイ・デタの技師の待遇について提案を行った。

まずルブリュンは、ビオザが行った大臣への権限集中への批判は過剰反応だと返答する。

「工事は県にしか利益をもたらさず、県は彼ら（請負業者）に指示し、彼らに支払い、彼らに施工させる。完全に国家に属する上級指示の工事は、立法府が彼らに命令し、国庫が支払う；基金は立法府のデクレによってしか会計局から出てこない。彼らに指示された目的に直ちに適用するためである。大臣はそこでは一つの機械でしかなく、同じようにこの種類の工事についてすぐに行動を起こさない。理事会は彼のために彼の下で監督する。彼らは執行権力に必要な器官である」³⁵

「批判者と敵対者に囲まれ、常に要求や騙された希望によって告発され、土木議会によって観察され、県によって苦しめられる大臣は、特別なはからいを考慮に入れるに至るのだろうか？確かに彼は誠意ある心配しか示さないだろう。そしてそれは他方では彼の地位を利用したものであり、気苦労や恐怖の念となるだろう。」³⁶

ルブリュンの考える大臣の位置づけは、それを牽制する機関の動きにかかっている。彼は技師や総視察官は土木議会のメンバーであるが中央当局ではないと考えている。中央当局は法的根拠をもちこすすれ、執行機関ではないというのだ。ビオザはこの点を追及した。中央当局は大臣に委

ねられるのか、それとも多数の技術者に委ねられるのか。

「いくつかの重要な工事を施工させるときはいつも、技術の知識によってではない以上は、その請負業者は名声を求める技術者の請負業者皆によって請願され、多くの競争相手の間で大臣の選択は好みや先入観によってでしか指図されないということは知られていないのだろうか？私は土木局中央当局は首席土木技師と総視察官で構成されることを要求する。」³⁷

ルブリュンとビオザの対立は、土木局という組織に内務大臣と土木議会をいかにして旧体制の悪習を回避して活用するかという命題に集中してゆくが、積み残した問題に解決策を講じたのが、ラングドックの議員、ラメル・ノガレの発言である。

「このあなた方が創設した中央当局は、陸軍および海軍の行政機関のように、常に国家の代表者の議会の中にある。しかしながら私は行政機関と執行機関を一緒にしてはならないと考える。」³⁸

ノガレの言う行政機関と執行機関の分立は、中央当局の存在の公正さに基づかねばならない。そのためには、県制度施行以来、未解決のままである旧ペイ・デタの土木技師を正当な形で新しい土木局に組み込む必要がある。しかし、これまでの一連のデクレや法令にかんする議論において、旧ペイ・デタの扱いは後ろ手に廻っており、未だ現実的な対応がなされていなかったとノガレは指摘する。彼は土木議会へペイ・デタの技師を組み込む提案を行う。総視察官8名のうち、5名は従来の土木局総視察官へ、1名は築堤技師へ、残る2名を旧ペイ・デタの相当する官位の技師へ割り当てるというものであるが、同時に彼は土木議会における「集団精神」l'esprit du corpsが職能団体の権能拡大に利用されることを危惧することも忘れない。ノガレにとって土木議会は「協会」la sociétéと同義であり、それは行政機関と巧みに区別されるべきものであった。

(3) 8月4日の討議

旧ペイ・デタのカンプレシスの代議士、エトゥメル L.-M. marquis d'Estourmel は8月4日の国民議会の席上で旧ペイ・デタ出身の技師たちに土木議会進出の機会をつくるべく発言した。旧ペイ・デタには大規模運河工事の業績があるが、彼もフランス北東のピカルディー地方の運河建設に貢献した技師を引き合いに出し運河監察官の待遇に注目させる提案を行った。

「旧ペイ・デタの総視察官、王の権限を委任された運河管理官は、10年以上の勤続者であれば彼らの経歴により、第一に総視察官の地位を、次いで主任技師の地位を請われる。」³⁹

また、水利工事担当に要求される工学知識の専門性や、

軍事技師との協同問題に抵触する図面などの資料管理にかんしても以下のように提案する。

「国王親任官 *commissaire du roi* から土木行政府、内務大臣の同意を得て、王に承認された、総視察官の署名がある大規模土木工事の図面の原紙は土木局中央当局と土木学校の建物の一室にある図面倉庫に保管される。」

「国境にかかる道路や運河、王国の防衛に直接影響する図面にかんしては、原紙は軍の文書館に保管し、写しを土木局の書庫に保管する。」

「築堤および堤防事業は、土木学校から引き抜かれた、様々な官位のためにこの社団の技師と常時競合する専門の技師によって行われることが継続される。」⁴⁰

ドラヴィーニュ *Delavigne* は 8 名の総視察官はペイ・デタ、ペイ・デレクシオンの区別なく経験者に優先権があると発言する。ル・シャプリエは、初回のみ半数とペイ・デタ、半数をペイ・デレクシオンから選出しようと提案した。結局、ドフェルモンによる 3 名のみペイ・デタ出身の技師とする条項案が可決された。

それよりも出席者の関心は、前回から保留された問題、土木局の中央当局の機能と内務大臣の権限との関係を清算することにあった。まずルブリュンの提案「土木事業の行政府には一つの議会がある；それは大臣によって主催され、彼が不在のときは王により任命された委員により主催される」にかんしては、後半の「王により任命された委員」が「大臣の責任のもとに提案された人物」に変更された⁴¹。

そして土木事業の中央当局が何をその結集点とするのかが討議される。ル・シャプリエが言うように内務大臣か、それとも首席土木技師と総視察官か、という構図は、国民議会主導かそれとも旧体制以来の土木局幹部のどちらに法的根拠を置くのかという問題を想起させる。ル・シャプリエは技師は自らの作品に価値を置くために予算運営の手腕には疑いをもっていた。「国家利益を公平に企てる行政府」は内務大臣によって成立する、と発言する⁴²。

これに対し、ルブリュンは「土木事業の法律は首席土木技師や 8 名の総視察官にも、大臣にも、委ねられてはならない。」と主張する⁴³。彼の目的は、国民議会、さらにつきつめると彼が属する財務委員会に、土木事業運営の顧問的な役割を確保することであった。ピオザは土木事業の当局は土木技師や総視察官に委託されることを提案するが、執行権力は別問題だとする。つまり当局は工事の成功のような技術問題にかんして責を負うもので、それは内務大臣の役割ではない、大臣は基金の用途のような会計の領域に権能を行使すべきだと提言する。

土木局当局と内務大臣の機能については、同年 7 月に提示された、『土木局についての報告書』でも論じられている⁴⁴。無記名のこの文書は、ピオザが提出したデクレ案への意見として書かれているが、土木局中央当局とは何であるのかと問いかけている。デクレ案では、内務大臣とその補佐官、首席土木技師、総視察官 8 名からなるとし、「王国内

の重要な道路や港湾、運河などの造成や維持に関連する、あらゆる計画書や図面、請願書、基金、王国内の県の様々な長の報告書を受理する執行権力」と定義づける。この中央当局は県レベルの共同体の長が土木事業にかんする法令に従うよう監視し、特に内務大臣は公共事業を執り行う県において執行権力を組織する権能を有する、と著者はのべる。その一方で、内務大臣は工事の技術面にかんする問題には土木議会に判断を仰ぐこととされている。そのために、県は技術問題以外の係争にかんする意見は内務大臣と交信することになり、土木議会はこの点においては関わりをもつことが困難になるであろうことが指摘されている。

さらにこの報告書の著者は、かつては首席土木技師兼土木学校校長ペロネと共に土木局を管理・指導した土木局長の職が消失したことをマイナス視し、その役割は「内務大臣の補佐官」の需要を喚起したと解説する。この著者は土木局局長の職は必要だと意見するが、結局法令にこの見解が反映されることはなかった。

（4）主任土木技師の配分

中 1 日置いた 8 月 6 日の議会では、主任土木技師の担当県数が最終的に決定した。初めにルブリュンが 1 月 19 日付法令の第 2 編第 2 条について、法令施行の実状について報告した。

「行政府はこれらの措置を実行することに専念した。4 県ごとに組み合わせることはできなかった；県の必要や県の要求や県の主張がそれに反対した。3 県ごとに組み合わせるにとどまり、30 県が全体に参加する結果となった；そこに主任土木技師が 10 名；52 県が 2 県ごとに組み合わせられ、そこに 26 名の視察官が担当した。」⁴⁵

実際には、主任土木技師が 4 県の工事現場について把握する以前の段階、3 ないし 4 県毎の地域を形成する時点で地元の主張に直面したのだった。ルグランは主任土木技師、視察官とも 2 県ずつ担当することにしても深刻な不都合は生じなかったとしている。それよりも、当初 3 ないし 4 県を主任土木技師が担当するという計画自体に無理があったと指摘した。県の評議会は殆どが同時期に会期が始まるため、一人の主任土木技師が複数の評議会と交信することは不可能だというのである。これを受けてルブリュンは各県に主任土木技師は 1 名とすることに同意し、ドラヴィーニュが次のように提案する。

「私は主任土木技師を各県に 1 名とし、その主任土木技師は現職の主任土木技師と現職の視察官の中から選ばれることを提案する。」⁴⁶

当初の計画よりも主任土木技師の人数が倍増するため、その報酬の出拠については、主任土木技師の場合 4000 リーヴルとなっているが、そのうち 2400 リーヴルを県がもち、残りは国庫から支出することで議会は同意した。

その後の議事進行ではロワール川流域への特別な築堤技

師の配属要請がデクレの対象から外され、首席土木技師ペロネへの年金や土木局および土木学校の所在地、工事現場に派遣される土木学生への報酬などが合意を得てデクレに盛り込まれた。このようにして8月4日と6日の国民議会での討議の結果は、8月18日付の法令としてまとめられた。(資料②参照)⁴⁷

資料② 1791年8月18日付法令

Loi relative aux Ponts et Chaussées. Donnée à Paris. Du 18 août 1791.

- 第1条：土木局中央当局は内務大臣の管理下に置かれる。
第2条：土木議会は内務大臣によって開催される。
第3条：土木議会構成員として、王はペイ・デレクシオン出身の元総視察官から5名、ペイ・デタ出身の主だった技師から3名をメンバーに選出する。
第4条：1月19日付法令第2編第1,2,3,4条は廃止。
第5条：県毎に主任技師1名、そして県の要請に応じて常勤技師を配属する。
第6条：主任技師の給与は4000リーヴルとし、うち2400リーヴルは県が負担し、残りは国庫が負担する。
第7条：常勤技師の給与は2400リーヴルとし、県から支払われる。

6. 結章

以上、革命初期の約1年半にわたる国民議会での討議を中心に、土木局再編について史料分析に基づき検証を試みた。結論として、以下のように考える。

土木局幹部、首席土木技師ペロネや土木局担当の財務監察官ド・ラ・ミリエールは、国土整備事業における土木局の貢献、特にその管理・運営の手腕をもって公益の体现者としての位置づけに注目させようと目論んだが、国民議会議員らは土木局の有用性を議論するよりも、この特権集団に公開性を要求した。それは地方行政レベルでは、公共事業計画における県参事会の介入という形で現れ、中央当局にかんしては1791年6月以降のデクレ案修正過程における、内務大臣と土木議会の権限分担にかんする議論に顕著である。つまり、国民議会の議員らは、公益の定義よりも特権を付与された社団の改革に着手することを優先した。これは1791年6月に公布されたル・シャブリエ法の余波が、引き続き土木局再編議論を牽引したものと考えてよいだろう。

土木技師の意図と国民議会議員らの認識とのこのような齟齬は、史料を読む限りでは、土木局にとっての公益の定義が農業や商業の発展を支える交通網整備に土木局が不可欠の活動をしているという、彼らなりの「事実」の蓄積を認定することと等しかったところから生じたものと想定される。その一方で、土木行政をめぐる議論は公益と土木局の有用性の関係という理念上の整合性から、より具体的な論題、例を挙げると県制の実施後旧ペイ・デレクシオン主導の土木事業運営体制に旧ペイ・デタをどのようにして組み込むかという問題へと推移している過程が確認できる。しかし、その後の対外戦争長期化に伴い、それまで民生用

途と軍事用途とに住み分けをすることによって共存を図っていた技師に対して、等しく軍事技師としての技能が要求されるようになる。1790年の時点で提案された土木局と工兵団の統合問題は、1793年には土木技師徴用のデクレとなって新たな局面を迎えた。この結果、技師育成にあたり一貫した科学教育の必要が痛感され、翌1794年の中央公共事業学校 École centrale des travaux publics (翌年、理工科学校 École polytechnique と改称) の設立を導いたと考えられる。

この革命期に推進された科学教育の問題は土木学校の再編とも併せて検討する必要がある。本稿では技師教育にかんする議論や意見書については取り上げなかったが、軍事技師の問題と併せて稿を改めて論じることにはしたい。

<略年表>

- 1789/07/14; バスティーユ牢獄襲撃
1789/08/11; 封建の特権の廃止が布告される
1789/08/26; 人権宣言公布
1789/12/10; 地方長官職廃止

1790/01/13; ペロネの意見書—参考文献7)
1791/01/-; ド・ラ・ミリエールの報告書—参考文献8)
1790/06/05; 国民議会にてルブリュン、デクレ案提出
1790/09/-; 農業および商業にかんする、公共事業の行政当局設立についての報告書—参考文献15)
1790/10/15; 国民議会にて再度デクレ案提出
1790/11/04, 12/14, 16, 28, 31; デクレ公布

1791/01/12; シェジーの意見書—参考文献24)
1791/01/19; 土木局関連法令公布
1791/04/17; 王から県参事会に宛てた訓令の公布
1791/06/11; ルブリュン、1月19日の法令の追加条項案提出
1791/06/14; ル・シャブリエ法公布
1791/07/01; ビオザ、6月11日提出の追加条項案への動議提出
1791/07/29; 土木議会から国民議会議員宛書簡—参考文献27)
1791/08/04, 06; デクレ公布
1791/08/18; 土木局関連法令公布
1791/09/03; 1791年憲法公布

<脚注>

- ¹ 土木局および土木学校成立過程については参考文献1), 2)を参照。
² アンシャン・レジーム期フランス社会は、地域的あるいは職業的な関係によって結合し、固有の慣習をもち階層序列化された団体、「社団」が存在し、王権はこれらの団体の慣習などを「特権」として法認した。国王はこの社団を統括することを通して、国家統合を実現していた。アンシャン・レジーム期の社団国家については特に参考文献3)が的確に解説している。
³ 本稿において使用する「デクレ」décretとは、国民議会において採択された条文を指す。デクレが「法令」loiになるためには、国王の裁可が必要とされた。また、後出の「訓令」instructionは、国民議会が公権力機関に与える指示のことである。以上の用語については参考文献31), pp.1-9を参照。
⁴ 代表的な研究として参考文献4), 5)を挙げる。
⁵ 参考文献2)参照。
⁶ 参考文献6)。
⁷ 参考文献中の表記について。パリの国立文書館 Archives Nationales 所蔵の史料はA.N.の略表記に史料番号を付す。国立土木学校 École Nationale des Ponts et Chaussées 所蔵史料についてはENPCの略表記に史料番号を付すこととする。
⁸ 参考文献7)。
⁹ 参考文献8)参照。
¹⁰ 参考文献9)参照。
¹¹ 参考文献10)参照。
¹² ルブリュンはオルレアンの大議員で財務委員会メンバーとして

土木局関連のデクレ案を提出し、以後の議論で中心的役割を務めることになる。参考文献 11) pp.559-560 参照。

¹³ 参考文献 12)より引用。

¹⁴ リオムの代議員で、当初は土木局不要論の先鋒に居たが、途中から土木局存続に同意し立場を変えてルブリュンと議論を闘わせることになる。参考文献 11) pp.393-395 参照。

¹⁵ 参考文献 13)参照。

¹⁶ 前掲文献参照。

¹⁷ 参考文献 14)参照。

¹⁸ 参考文献 15)より引用。

¹⁹ 参考文献 16)より引用。

²⁰ 前掲文献参照。

²¹ 「(中略) ご覧のように、83名の技師の人数は、雇用を提案された技手の数と同じく、全く不足するものであります。というのは、実際の68名というのは、37名の技師と視察官及び技手を含んだ人数であり、これはペイ・データを担当することのできるおおよその人数です。私はデクレ案によって提案されるものとして、特別な任務を帯びた工事のために財務局の基金にて21名分の給料を支払ったと考えます。」参考文献 17)より引用。

²² 参考文献 6), tome 20, pp.270-273 参照。

²³ 参考文献 6), tome 21, p.478 より引用。

²⁴ 参考文献 18), 19), 20), 21), 22)参照。

²⁵ 参考文献 23)参照。

²⁶ 前掲文献参照。

²⁷ 参考文献 24)参照。

²⁸ 参考文献 25), pp.13-16 より引用。

²⁹ 「病気や体調不良、負担の増加の場合、土木事業担当の総視察官について8名の補佐役を任命することとする。この8名の補佐役のうち、3名は、今回のみ、将来はいかなる結果もなく、ブルターニュ、ブルゴーニュ、ラングドック地方の代議士によって指名される。そして他の5名は、今後は、法に従い現役の視察官及び首席技師によって、新任の総視察官として選任されることとする。」参考文献 26)より引用。

³⁰ 参考文献 26), p.27.なお、以下本文中に「郡参事会」directoire de district、「県参事会」directoire de département といった共同体の組織名が頻出するが、郡は県を5-6分割したより下位の行政単位であり、郡参事会とはこの行政区画の代表者からなる執行機関である。

³¹ 参考文献 6), tome 27, p.620 より引用。

³² 以下引用部分は参考文献 6), tome 27, pp.618-638 より。

³³ 参考文献 27)参照。

³⁴ 土木議会では総視察官については以下のように危惧していることも付け加える。「元総視察官は、彼らの資格に応じて、より完全な試験を受け、そして全員が技手の資格へ降格される。彼らの功績や経験は剥奪され、ついには資格により得ていた報酬の一部を完全に失うであろう。」前掲文献より引用。

³⁵ 参考文献 6), tome 29, p.127 より引用。

³⁶ 前掲文献, tome 29, p.127 より引用。

³⁷ 前掲文献, tome 29, p.128 より引用。

³⁸ 前掲文献, tome 29, p.129 より引用。

³⁹ 前掲文献, tome 29, p.188 より引用。

⁴⁰ 前掲文献, tome 29, p.189 より引用。

⁴¹ 前掲文献, tome 29, p.189 参照。

⁴² 前掲文献, tome 29, p.189 参照。

⁴³ 前掲文献, tome 29, p.189 より引用。

⁴⁴ 以下、参考文献 28)参照。

⁴⁵ 参考文献 6), tome 29, p.225 より引用。

⁴⁶ 前掲文献, tome 29, p.225 より引用。

⁴⁷ 参考文献 25), pp.46-48 より引用。

4) E.-J.-M. VIGNON, *Etudes historiques sur l'administration des voies publiques en France aux XVIIe et XVIIIe siècle*, Paris, Dunod, 1862-1880.

5) A. DEBAUVE, *Les travaux publics et les ingénieurs des Ponts et Chaussées depuis le XVIIe siècle*, Paris, V^e c. Dunod, 1893.

6) *Archives parlementaires. Recueil complet des débats législatifs et politiques des chambres françaises*, 1^{re} série 1787-1799, éd. J. MAVIDAL, E. LAURENT, Paris, P. Dupont, 1867-1896.

7) *Observations du S. Perronet sur l'indication de quelques unes des Règles que l'on propose de suivre dans la conduite des travaux pour rendre prévarications impossibles à faire ou du moins pourqu'elles ne soient pas raisonnablement supposées*, le 13 janvier 1790. ENPC. MS1835.

8) *Mémoire sur le département des Ponts et Chaussées*, par M. de la Millière, janvier 1790.

9) *Lettre de La Millière à Perronet*, le 18 mars 1790. ENPC. MS2630.

10) *Lettre de Maillot à Perronet*, le 18 mars 1790. ENPC. MS2630.

11) E. H. Lemay, *Dictionnaire des Constituants 1789-1791*, Paris, Universitas, 1991.

12) *Rapport sur un Règlement proposé par un membre des Ponts et Chaussées, pour les grands travaux confiés à cette Administration*, le 24 avril 1790. A.N. F¹⁴ 11053.

13) *Observations sur les questions relatives au département des Ponts et Chaussées qui ont été discuté à la séance de l'Assemblée Nationale du 5 juin 1790, et ajournées à la fin du travail général du Comité des finances*. A.N. F¹⁴ 11053.

14) *Lettre de Lamandé à Perronet*, le 7 août 1790. ENPC. MS2630-1

15) *Mémoire sur l'établissement d'une direction et administration générale des travaux publics, relatifs à l'Agriculture et au Commerce*, ENPC. 4^e 2129.

16) *Projet de Décret sur les Ponts et Chaussées*, sans date. A.N. F¹⁴ 11053.

17) *Lettre de Perronet à La Millière*, le 25 octobre 1790. ENPC. MS2630.

18) *Observations sur les Décrets de l'assemblée nationale sur les Ponts et Chaussées*, sans date, A.N. F¹⁴ 11052.

19) *Répartition des Ingénieurs, en interprétation du Décret de l'Assemblée nationale, qui laisse la faculté de réduire les fonctions des Ingénieurs en chef à trois départements et celles des Inspecteurs à deux*, sans date, A.N. F¹⁴ 11052.

20) *Observations sur l'application des Décrets de l'assemblée nationale au service des Ponts et Chaussées*, le 15 janvier 1791, A.N. F¹⁴ 11052.

21) *Observations sur quelques articles des Décrets de l'assemblée nationale relatifs aux Ponts et Chaussées*, le 15 janvier 1791, A.N. F¹⁴ 11052.

22) *Observations sur le service des Ponts et Chaussées suivant les Décrets de l'assemblée nationale*, le 18 janvier 1791, A.N. F¹⁴ 11052.

23) *Décret général sur les Ponts et Chaussées*, sans date, A.N. F¹⁴ 11052.

24) *Observations sur la distribution des Départemens et des ingénieurs, et sur quelques articles de la législation touchant les Ponts et Chaussées*, le 12 janvier 1791, A.N. F¹⁴ 11053.

25) *Lois, instructions et règlements qui concernent spécialement le service des Ponts et Chaussées, de la navigation intérieure, des bacs, usines, ports de commerce etc. depuis 1789 jusqu'à 1806*. éd. Potelet jeune, Paris, Goeury, 1820.

26) *Observations*, le 2 avril 1791. A.N. F¹⁴ 11052.

27) *Adresse de l'assemblée des Ponts et Chaussées aux représentants de la nation*, le 29 juillet 1791, A.N. F¹⁴ 11052.

28) *Mémoire sur les Ponts et Chaussées*, juillet 1791. ENPC. MS2124bis-5

29) 柴田三千雄・樺山紘一・福井憲彦編、『世界歴史大系 フランス史 2』、東京、山川出版社、1996。

30) F. Furet et M. Ozouf (ed.), *Dictionnaire critique de la Révolution Française*, Paris, Flammarion, 1992. (河野健二・阪上孝・富永茂樹監訳、『フランス革命事典 4』、東京、みすず書房、1999.)

31) 『資料-第5集-1791年憲法の資料的研究』東京、東京大学社会科学研究所、1972。

<参考文献>

1) A. Brunot et R. Coquand, *Le corps des Ponts et Chaussées*, Paris, Editions du Centre National de la Recherche Scientifique, 1982

2) A. Picon, *L'invention de l'ingénieur moderne. L'École des Ponts et Chaussées 1747-1851*, Paris, Presses de l'école nationale des ponts et chaussées, 1992.

3) 二宮宏之「フランス絶対王政の統治構造」:『全体を見る眼と歴史家たち』、東京、平凡社、1995年所収。